

5 激 甚 災 害 の 指 定 (政令)

平成20年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成21年3月18日政令第41号)

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第4条第1項並びに第24条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第1条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置
	都道県名	市 町 村 名	
平成20年2月23日及び同月24日の風浪による災害	新 潟	佐渡市	法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置
平成20年5月28日及び同月29日の豪雨による災害	長 崎	長崎市	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年6月20日から同月25日までの間の豪雨による災害	宮 崎	美郷町	
平成20年8月14日から同月17日までの間の豪雨による災害	熊 本	八代市 水上村 五木村	
平成20年8月26日から同月30日までの間の豪雨による災害	山 形	庄内町	
平成20年9月2日及び同月3日の豪雨による災害	長 崎	壱岐市	
平成20年9月3日から10月30日までの間の地滑りによる災害	福 島	川内村	
平成20年9月29日から10月1日までの間の暴風雨による災害	奈 良	川上村	
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	岐 阜	本巣市 垂井町 揖斐川町	
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	三 重	いなべ市	
平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害	滋 賀	東近江市	
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	北 海 道	中川町	法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	宮 崎	延岡市 椎葉村	法第3条から第6条まで及び第24条に規定する措置
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	秋 田	東成瀬村	法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	岩 手	奥州市	法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	宮 城	栗原市	
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	岩 手	一関市	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	高 知	安田町	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	石 川	能登町	
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	長 野	小谷村	
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	和歌山	田辺市	
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	徳 島	美波町	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	高 知	馬路村	
平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害	京 都	伊根町	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害	富 山	南砺市	法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害	石 川	金沢市	

激 甚 災 害	対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置
	都道府県名	市 町 村 名	
平成20年9月12日から同月19日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	和歌山	新宮市	法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置
	宮崎 沖縄	美郷町 与那国町	法第3条から第5条まで及び第24条に規定する措置
	三重 徳島 大分 宮崎 鹿児島	尾鷲市 志摩市 紀北町 吉野川市 佐伯市 諸塚村 薩摩川内市 奄美市	法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置
備考			
<p>1 この表に掲げる区域は、平成20年12月31日における行政区画によって表示されたものとする。</p> <p>2 平成20年9月29日から10月1日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第15号（同年9月24日に北緯12度35分東経136度30分において台風となった熱帯低気圧で、同年10月1日に北緯29度55分東経130度25分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。</p> <p>3 平成20年9月12日から同月19日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第13号（同月9日に北緯16度40分東経125度40分において台風となった熱帯低気圧で、同月21日に北緯35度東経152度50分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。</p>			

（都道府県に係る特例）

第2条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第1項及び第43条第1項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第7条第1項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（関係政令の廃止）
- 2 次に掲げる政令は、廃止する。
 - 一 平成20年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成20年政令第222号）
 - 二 平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成20年政令第272号）

平成12年から平成20年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成15年3月12日政令第51号)

最終改正 平成21年3月18日政令第38号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第4条第1項並びに第24条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第1条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する

激 甚 災 害	対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置
	都 道 県 名	市 町 村 名	
平成12年から平成20年までの間の火山現象による災害	東 京	三宅村	法第3条から第5条まで、第11条の2及び第24条に規定する措置

(都道府県に係る特例)

第2条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第1項及び第43条第1項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第7条第1項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。